

佐賀県が実施中の「建設業基盤強化事業」(28年度～)について

県では、本店が県内所在地の認可建設業者（特に中小建設業者）の方に対して経営上等の相談を受ける窓口設置、情報提供等、及び各種支援事業を行っています。

特に、今年度は、相談・支援と支援事業の中の経営力強化支援補助事業（補助金交付）を強化します。

事業内容

1 相談・支援

- ・建設業者が、お困り等（頭を抱えている等）の問題等の相談や支援事項
例えば、「人材・人手不足はどうしたらよいか」、「若手育成確保」、「健全財務・経営」等々
- ・受付：通年

2 支援事業

(1) 経営力強化支援事業補助金

- ・建設業者が、中小企業診断士等専門家の講師派遣に係る経費の補助金交付
- ・1回3万円 10回まで 交付金申請は派遣開始前30日まで
- ・事前届書の提出 平成29年5月31日までに

(2) 技術力強化支援事業補助金

- ・「施工管理技士等々」の資格取得に係る受講料・教材費・受験料を建設業者へ補助金交付
- ・1人 10万円まで 年齢制限なし（今年度から）
- ・交付申請前に実施計画書を提出 平成29年5月31日まで

詳しくは、チラシ をご覧下さい。

事業の詳しい概要等は、佐賀県ホームページをご覧下さい。

[サイトメニュー]「県土まちづくり」⇒「建設業再生支援事業」⇒「建設業基盤強化事業」をクリック、必要なメニューを選択して下さい。